

## 須賀川市第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務 仕様書

### 1 業務名

須賀川市第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務

### 2 業務目的

本業務は、令和5年度末に計画期間が終了する、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に基づく「高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）」の見直しを行い、国が示す基本指針や基本方針等に基づき、総合計画等他の計画との整合性を図りつつ、令和6年度からの3年を1期とした新たな「高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）」を策定する。

また、令和3年度から令和5年度の3年間にかかる介護保険給付等を基礎とした令和6年度から令和8年度までの介護保険料基準額及び所得段階別の保険料額を算定する。

### 3 委託期間

契約日から令和6年3月31日まで

### 4 業務の実施体制

受託者は、本業務の遂行にあたっては業務責任者及び主任担当者を置き、委託者の指示に迅速に対応できる業務実施体制を組むものとする。業務責任者及び主任担当者は、老人福祉法及び介護保険法、その他関連法、高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に関する国等の制度を熟知し、高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定の業務経験を複数有するものとする。

### 5 提出書類

- (1) 工程表
- (2) 着手届
- (3) 業務責任者及び主任担当者届
- (4) その他、委託者が必要と認める書類

### 6 委託業務の内容

- (1) 基礎データの収集及び課題の把握・整理・分析業務
  - ア 統計資料などの基礎的な資料をもとにした現状の把握と分析
  - イ 高齢者保健福祉サービスの利用実績の分析

- ウ 介護保険サービスの給付実績の分析
- エ 現行計画の進捗状況の点検・評価

(2) 人口推計、要介護・要支援認定者数の推計

- ア 既存資料をもとに令和6年から令和22年までの人口の将来推計を行う。
- イ 見える化システムを活用し、要介護・要支援認定者の将来推計を行う。

(3) 介護サービス見込量、保険料の推計

- ア 見える化システムを活用し、介護サービス及び介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業、地域支援事業、包括的支援事業について必要なサービス量を算出する。
- イ 計画期間内の介護サービス見込量をもとに第1号被保険者の介護保険料を算定する。
- ウ 国・県から介護サービス見込量等関連事項の報告を求められた場合には、提出資料の作成を含め支援する。  
※サービス見込量の推計にあたっては、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果等の反映など、国の指示に適宜対応すること。

(4) 計画素案等の作成

- ア 現状分析、調査結果から課題及び施策の方向を整理し、国の発出する「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえ、計画骨子を作成する。
- イ 現行計画の達成状況や今後の高齢者施策の展望から、数値目標の設定の支援を行う。
- ウ 計画骨子に沿った計画素案を作成する。  
※計画素案は、全体構成、細部構成、イラスト、図表などを使用し、分かりやすさに留意し作成すること。
- エ 計画素案に策定委員会及び事務局等による修正を反映させた計画案を作成する。
- オ 計画案をもとに計画書概要版原稿を作成する。

(5) 計画策定委員会等の支援

- ア 策定委員会等の会議資料作成の支援を行う。
- イ 業務責任者及び主任担当者はオブザーバーとして計画策定委員会へ出席する（4回程度を予定）。

※業務責任者及び主任担当者本人が策定委員会に出席することにより、住民及び事業者等の意向を把握し、計画に反映すること。

(6) パブリックコメント実施支援

- ア パブリックコメント用計画原稿を作成する。
- イ 意見等の精査及び回答作成を支援する。

(7) 打合せ

計画策定業務進行中、必要に応じて打合せを実施する（4回程度を予定）。なお、打合せについては、受託者側からは業務責任者及び主任担当者本人が出席するものとする。計画策定スケジュールについても、適宜協議するものとする。

※打合せの都度、議事概要を作成すること。

(8) 成果品

ア 計画書（表紙4色・本文1色・200頁程度）	250部
イ 計画書概要版（8頁・4色）	1,000部
ウ 業務データ収録の磁気媒体（CD）	2枚
エ 実績報告書	1部

※上記成果品を委託者の指定した期日までに提出すること。

7 その他留意事項

- (1) 単純な計画書のレイアウト構成や印刷業務にとどまらず、アンケート調査結果の分析を行い、必要に応じて提案等を行う。
- (2) 本業務の計画書について、本仕様書の内容を変更する場合は委託者と受託者の協議によって定める。
- (3) 本業務に係る作業方法・基礎資料及び作業スケジュールについては、委託者と受託者の綿密な協議のうえ、決定する。
- (4) 本業務の完了後、万が一著作権等に関する事故・問題が発生した場合は、受託者の責任において処理・解決すること。
- (5) 受託者の提案に基づいて行う企画設計、実施、分析等の調査実施にかかる費用は、受託者負担とする。
- (6) この仕様に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、委託者と受託者で協議をして定めるものとする。